

平成31年3月伊那市議会定例会 請願・陳情文書表

平成31年2月18日

番号	件名	提出者	付託委員会	紹介議員
13-1	「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の提出を求める陳情（陳情）	上伊那地区労働組合連合会 議長 河野 則夫	経済建設委員会	
13-2	国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情（陳情）	上伊那地区労働組合連合会 議長 河野 則夫	社会委員会	
13-3	選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書の提出を要望する陳情（陳情）	伊那市西町 三浦 慎	総務文教委員会	
13-4	国保税値上げ中止を求める陳情（陳情）	上伊那社会保障推進協議会 代表 古畑 克己	社会委員会	



(13-1) 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の提出を  
求める陳情（陳情）

アベノミクスによる“異次元の金融緩和”によって、大企業の内部留保は増えてきましたが、労働者の実質賃金は下落し、消費支出も減少し続けています。“雇用の流動化”が推し進められ、非正規雇用労働者が全労働者の4割に達し、労働者の4人に1人が年収200万円以下というワーキング・プアに陥っています。

低賃金で不安定な仕事にしか就けず自立できない人が増え、厚生労働省によれば2017年の婚姻率は0.49%（推計値）、2016年の出生率は1.44とどちらも前年より0.01落ち込み、少子高齢化がさらに進み、親の貧困が子どもたちの成長・発達を阻害する“貧困の連鎖”も深刻な社会問題となっています。

2018年の改定による地域別最低賃金は、最も高い東京で時給985円、本長野県で821円、最も低い地方は761円です。毎日フルタイムで働いても月11万～14万円の手取りにしかならず、これでは憲法が保障する“健康で文化的な最低限の生活”はできません。しかも、時間額で224円にまで広がった地域間格差が、労働力の地方からの流出を招き、地方の高齢化と地域経済を疲弊させる要因になっています。地域経済を再生させるうえで、地域間格差の是正と最低賃金の大幅な引上げが必要です。

安倍首相は、「最低賃金を毎年3%程度引き上げて、加重平均で1000円をめざす」として、最低賃金の引上げを進めています。しかし、年3%の引上げでは「できる限り早期に全国最低800円を確保し、2020年までに全国平均1000円をめざす」とした2010年の「雇用戦略対話」での政労使三者合意を先延ばしするだけです。いますぐ政治的決断で、1000円以上に引き上げるべきです。

中小企業への助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策を拡充すると同時に最低賃金を改善することは、景気刺激策として有効です。さらに公正取引の確立の点からみても、最低賃金を最低限の生活を保障する水準に引き上げ、地域間格差を解消し、企業間取引の力関係の中で単価削減・賃下げが押しつけられないよう、適正利潤を含んだ単価を実現させることが大切です。

最低賃金法第9条には、「最低賃金の原則」として「労働者の生計費と賃金」に加えて、先進国では例のない「通常の事業の賃金支払能力」が併記されています。大企業の経済活動に大きく左右される指数が地域ランク付の判断要素とされ、政府や使用者側は、これを理由に最低賃金を劣悪な労働条件の多い小零細企業の労働者との賃金で比較しています。そうした「生計費」原則を無視した地場賃金を低く抑える動きによって、地域間の賃金格差が固定・拡大され、地域経済の疲弊を深化させているのです。

現行憲法では「すべて国民は、法の下に平等」、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とされ、労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は、最低賃金は生活保護水準を下回ってはならないとしています。

以上のことから、貴議会におかれましては、最低賃金の地域間格差をなくして大幅に引き上げるとともに、中小企業支援策の拡充を実現するため、下記事項について国及び関係機関に対して意見書を提出していただきたく、ここに陳情いたします。

#### 記

- 1 ワーキング・プアをなくすため、政治決断で最低賃金をすぐに1000円以上に引き上げること。
- 2 全国一律最低賃金制度の確立など、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
- 3 中小企業への支援先を拡充すること。特に、中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担や税の減免制度などを実現すること。
- 4 中小企業に対する大企業による優越的地位の濫用、買い叩きや支払い遅延等をなくすため、中小企業憲章を踏まえて、中小企業基本法、下請代金支払遅延等防止法、下請中小企業振興法及び独占禁止法を抜本改正すること。
- 5 雇用の創出と安定に資する政策を実施すること。

(13-2) 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情  
(陳情)

消費税の8%への増税によって戦後初めて2年連続で個人消費がマイナスとなりました。私たちの暮らしや地域経済は今、大変深刻な状況です。国民からは、増税と年金カット、医療・介護など社会保障費の負担増、賃金低下・物価上昇の「三重苦」のもとで、「これ以上節約するところがない」と悲鳴が上がっています。さらに大規模な自然災害も相次いでおり、まさに安心して暮らすことができない状況です。自治体の財政も消費税が大きく圧迫しています。

ところが政府は、2019年10月の消費税率10%への引き上げをあくまで行うことを宣言しました。税率10%への引き上げで5.6兆円の増税となり、「軽減」分を差し引いても4.6兆円(1世帯当たり8万円)の増税という試算も出ています。このような状況で消費税を引き上げれば、税率が5%から8%になったときの大不況が再来します。

さらに、2020年オリンピック・パラリンピック後の景気後退との連動による深刻化も懸念されています。加えて税率引き上げと同時に実施を狙う「軽減税率」には、重大な問題があります。飲食料品と週2回以上発行の新聞代は税率8%に据え置かれますが、運送費や加工費、広告宣伝費など10%の分は値上がりします。また8%と10%の線引きは単純ではありません。そして、2023年に導入される「インボイス(適格請求書)制度」は地域経済を担う中小業者にとって大きな負担となり、免税業者が商取引から排除されるという重大な問題があります。さらに中小企業・小規模事業所の経営困難が相次ぐと言われ、それに伴う雇用の悪化も深刻な問題となります。

そもそも消費税は、所得の少ない人ほど負担が重く、貧困と格差を拡大し、税制の大原則である“応能負担”を根本から破壊する欠陥を持つ悪税です。増税されるたびに消費税の滞納額が増え、国税滞納額に占める消費税の割合が高くなっているのがその証拠です。

日本国憲法は応能負担に則った税制の確立を要請しています。消費税増税ではなく、税金の集め方・使い方を見直し、大企業や富裕層を優遇する不公平税制を

正すべきです。タックスヘイブンなどの課税逃れを許さず、法人税の累進課税化を進め、軍事費や不要不急の大型公共工事への歳出を減らし、暮らしや社会保障、地域経済振興に優先して税金を使い、内需主導で家計を温める経済政策をとるべきです。そうすれば、社会保障制度の拡充も、財政再建の道も開かれます。

以上のことから、貴議会におかれましては、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税増税を中止するよう、国及び関係機関に対して意見書を提出していただきたく、ここに陳情いたします。

(13-3) 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書の提出を要望する陳情  
(陳情)

2018年2月に内閣府が公表した世論調査において、夫婦同姓も夫婦別姓も選べる「選択的夫婦別氏(姓)」を導入するための法改正に賛成・容認と答えた国民は66.9%となり、反対の29.3%を大きく上回ったことが明らかになりました。年代別に見ると、多くの人が初婚を迎える30～39歳における賛成・容認の割合は84.4%に上ります。また同年3月20日の衆議院法務委員会において、夫婦同姓を義務づけている国は、世界でただ一国、日本だけであることを法務省が答弁しました。

これほどまでに世論の強い要望があり、世界的な男女同権の潮流に反しているにもかかわらず、現在でも我が国では夫婦がそれぞれに生まれ持った姓を名乗り続けることが許されていません。どちらかが改姓をしなければ婚姻できない現制度では、以下のような問題が起こっています。

- 1 平均初婚年齢が30歳前後となっている現在では、男女とも婚姻前に個人として信用・実績を積んでいる場合が多いため、改姓には煩雑かつ膨大な事務手続きと出費を強いられる。
- 2 生まれてからその姓を名乗り、周囲からも呼ばれ、社会的な信用・実績を築いてきた人が望まない改姓をすると、自己同一性を失い、大きな苦痛を受ける場合がある。また社会的圧力から96%は女性が改姓しており、平等な状態にない。
- 3 少子化が進む現代では一人っ子も増えており、代々の姓を継承したい者同士の場合、改姓が婚姻の妨げとなり、非婚化、ひいては少子化の一因となっている。
- 4 改姓すると同一人物とみなされず、社会的信用や実績が断絶されるため、戸籍姓の使用が必須となる研究者や特許保持者、医師や看護師など、我が国の知識層を筆頭に多大な不利益を及ぼしている。
- 5 内閣府調べでは、旧姓の通称使用を認める企業は半数以下である。各種免許証や健康保険証、登記簿、一部国家資格などでは旧姓の使用が認められていな

い。法的根拠のない旧姓と戸籍姓との煩雑な使い分け、いわゆる二重氏使いは本人のみならず、管理・事務側での手間とコストの増大を招いている。また改姓した側だけが、仕事先など必要のない範囲にまで婚姻状態を知らしめることになる旧姓の通称使用及び旧姓併記は、プライバシーの侵害となり、苦痛を感じる人が少なくない。

6 互いの姓の維持のための事実婚が増え、婚姻制度の形骸化が進んでいる。事実婚では正式な配偶者とみなされず、共同名義の不動産が持てない、パートナーの入院・手術・死亡時の手続きができない、生命保険の受取人になれないなど不利益が生じる可能性がある。さらに子どもの共同親権がない、財産を相続できない、配偶者控除や相続税非課税枠、配偶者ビザの対象外であるなど、法律婚に比べて圧倒的に保護が薄い、もしくは除外されている。社会的偏見の目にさらされることも少なくない。

7 子連れでの再婚が増える中、本人のみならず子どもにまで望まない改姓による苦痛を強いる場合が多い。

夫婦同姓は「日本の伝統」ではありません。1876年、日本の民法において初めて夫婦の姓のあり方が規定されたとき、武家の慣習に倣い「夫婦別氏(姓)」と定められました。ところが1898年、明治政府は非常に差別的な家父長制の「家制度」のもとで「夫婦同氏(姓)」を制定しました。この家制度は戦後間もなく廃止され、婚姻は「家に入るもの」ではなく「両性の合意のみに基づいて成立する」と再定義されました。そこで1970年代から約40年にわたり、選択的夫婦別姓の導入が議論されてきたのです。1996年2月法制審議会での「民法の一部を改正する法律案要綱」の答申に続き、1999年11月に施行された男女共同参画社会基本法でも選択的夫婦別姓は中心的な政策課題とされましたが、一部議員の強硬な反対から法改正に至っていません。

「慣習」という名の社会的圧力により、改姓するのは96%が女性という圧倒的な不均等が続いている点について、国連女性差別撤廃委員会は日本政府に対し、2003年、2009年、2016年と繰り返し民法改正を勧告していますが、政府はこれに沿わない姿勢を続けています。過去に法律で夫婦同姓を義務づけて

いた国は、明治政府が民法策定のために参考にしたとするドイツを初め数々ありましたが、120年の間に男女同権の見地から次々と法改正し、日本だけが取り残されている現状です。

2015年12月の第一次別姓訴訟の判決文で、最高裁は夫婦同姓を定めた民法750条の規定を「合憲」としながらも、結婚及び家族に関する事柄は「国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない」と述べました。しかし3年経過した現在も、依然として国会審議は進んでいません。

このような状況に一石を投じるため、2018年1月、婚姻で妻姓に改姓したIT企業社長らが、強制的夫婦同姓による社会的不利益を訴えた訴訟を提起しました。当該訴訟を含め、2018年においては4件の選択的夫婦別姓制度を求める訴訟が相次いで提訴されました。そのすべてで男性が原告に含まれていることから、選択的夫婦別姓の導入は、男女どちらの利益にもかなうものであることが明らかです。また、夫婦の姓のあり方を「強制」ではなく「選択」としている以上、夫婦同姓を希望する人たちの権利を奪うものでもありません。

「夫婦別姓は家族の一体感を損なう」という反対論も聞かれますが、これにも根拠はありません。日本以外に夫婦同姓を強制している国はなく、家族間で姓が違うことに由来する社会問題が起きているという報告は確認されておらず、また日本人と外国人との国際結婚では夫婦別姓が認められています。

冒頭の内閣府世論調査でも「家族の名字（姓）が違ってても一体感（きずな）に影響がないと思う」と答えた国民は64.3%に上り、「一体感（きずな）が弱まると思う」と答えた31.5%を2倍以上の大差で上回っています。

以上のことから、貴議会におかれましては、婚姻制度の形骸化・非婚・少子化などの問題を少しでも解決するため、男女同権の理念に基づく選択的夫婦別姓制度を法制化するよう、国及び関係機関に対して意見書を提出していただきたく、ここに陳情いたします。

#### (13-4) 国保税値上げ中止を求める陳情（陳情）

伊那市は今年1月25日に開かれた国民健康保険運営協議会（以下、「協議会」という。）において、国保税を2019年度から一人平均で11.1%値上げする諮問と資産割を廃止する諮問を行い、協議会は賛成多数で了承しました。値上げした場合、国保税額は現在の一人平均104,567円が116,194円になります。

そもそも国保税の値上げの要因は、1980年代には50%であった国の負担割合を引き下げてきたことにあり、非正規雇用者や年金受給者の加入割合が増えていることも要因です。

伊那市の国保加入者の70%は年間所得300万円以下の方であり、消費税増税や介護保険料の引き上げなどにより生活は厳しくなっています。ほかの保険に比べても、国保税の負担割合は高いものとなっています。しかも世帯員数に応じて加算される「均等割」は、子どもが多い世帯ほど保険料が高くなり、少子化対策に逆行したものとなっています。これ以上の負担増は市民の暮らしを追い詰め、貧困層をさらに広げるとともに、払いたくても払えない市民は医療機関にかかることも難しくなります。

市民の負担増にならないよう、国と地方公共団体が財政支援をすることが必要であり、無理なく払える国保税にすることが国保制度を維持するうえでも大事なことです。

以上のことから、下記事項が実現されますよう、ここに陳情いたします。

#### 記

- 1 国保税を値上げしないこと。
- 2 多子世帯に対する国保税の減免を行うこと。